

令和2年度第1回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和2年4月20日

召集場所 津野町役場 本庁2階 多目的ホール

開 会 令和2年4月27日 午後4時30分

出席委員

1番 松岡保宏	2番 大崎 登	3番 大地勝義	4番 宇都宮京子
5番 川村実男	6番 田部一直	会長 戸田和宏	

(推進委員)

川渕慶博	下元利晴	川西利文	明神長生
山崎哲人	長山計一	明神 正	

欠席委員

その他の出席者

局長 戸田喜博 職員 長山利恵

議事日程

別紙のとおり

令和2年度第1回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和2年4月27日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開 会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	
6	議案第4号	非農地証明願いの審議について	
7	その他	強化促進法の規定による申し出について	
8			
9			

議事進行次第

開 会 午後 4時30分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員7名でございます。これより、令和2年度第1回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において4番 宇都宮 京子 委員 5番 川村 実男 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。

(番号1朗読)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 番号1は、田部委員と長山委員が地区委員です。

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

田部委員 24日、長山委員と譲受人と現地で調査をしてまいりました。

この件につきましては、後の非農地証明の関係とリンクしています。6ページの写真を見ていただければと思いますが、譲受人の息子さんがこの家を買うが、息子さんが農地を持ってないということで、譲受人が登記をするということでご

ざいます。
何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書についてご説明します。
(番号1～2朗読)

こちらはいずれも農業振興地域には含まれておりません。

農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地（第2種農地）」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第2号 番号1は、川村委員と山崎委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

山崎委員 2人は親子関係です。親の土地を譲り受けて、一般住宅を建てるものです。9ページの地図の譲渡人の土地を転用します。
11ページ平面図に車の車庫がありますけど、1m90cmで道は狭いが、軽はなんとか通れるということでこういう間取りにしたということを譲受人から聞いています。15ページには現地の承諾もありますし、最後18ページ写真もあります。

議 長 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 つづきまして、番号2は大崎委員と下元委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員 まず、28ページ現地の写真を見ていただきたいと思います。内容は事務局の説明のとおりであります。右側の車が止まっている所が前回の委員会で承認を得た非農地の申請の所です。
赤く塗っているところが2筆ありまして、ここが転用地であります。
すべて農地転用、宅地の面積もクリアしており問題ないと思っております。

田部委員 宅地の中に青線がありますが、青線はどんなになりますか。水路は協議中となっているが、解決するのか。

事務局長 この財務局の払下げ許可申請中ということで、財務局に当人が申請しておりますが、現在許可は得ていないということです。
県に確認しましたところ、墓地の転用と同様に、農業振興地域の取り扱いと同様に、並行してやっておるということです。こちらの委員会の許可は得たとしても、財務局の許可がおりなかったら、この事業計画自体はきちんといかないことなので、両方がおりて初めて許可ということになります。こちらの許可がおりましても、財務の許可がおりなかったら、取り下げといえますか、申請し直しということになりますので、ご報告いたします。

議 長 番号2について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第3号 非農地証明願いの審議についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 非農地証明願いは1件でございます。

(番号1朗読)

こちらは農振農用地ですが、同日付の申請で農振除外の申請を提出しており、除外の予定ですので、本日非農地の議決をいただければ、除外の許可が出次第、非農地の許可となります。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第3号 番号1は 田部委員と長山委員が地区委員です。

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

田部委員 宅地を売買するために発生した案件であって、申請人のお父さんが昭和46年
買うてきて作ったものでございます。その時からこのような現状になっておつ
たと。

33ページの図面をみていただければ、細長くずーっと出ておるものがありま
す。ここは裏も格子枠、法枠言うてがけ崩れとかが発生したためにやったよう
な状況のような跡がありまして、法枠がずーっと続いております。

これを宅地化ということでこれを案分して、残った広いところは現在も墓地が
あります。案件としては以前から変わってないということですが、これが農地
で残っている以上、変えないといけないので、買うときに申請をしてきれいに
していくということで、●●さんがやっておるということでございます。

現地も既に測量もして、鉾も打っておりますので自分たちにもわかる状況でご
ざいますが、かなりの歳月が経っております。僕らも言いようがない状態でご
ざいます。ご理解いただきよろしくをお願いします。

松岡委員 ●●さんが買うの

田部委員 ●●さんの息子が買う。息子さんが農地を持っていて●●さんが代表して。家
は息子さんの名前にするので、非農地だして、息子さんの名前で宅地化する。
その上については、申請人の墓地ですので申請人と分筆して分ける。

議 長 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙
手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第4号 強化促進法の規定による申し出についてを議題といた
します。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第4号 強化促進法の規定による申し出についてご説明いたします。

(番号1～6朗読)

番号1～6は全て新規設定であります。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第4号 番号1～3は 川村委員と山崎委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川村委員 1番から3番の借受人はすべて同一人で、しょうがを作られています。去年まで作っていた所に少し病気が出たということで新しい所を探して、貸付人の所ですけど、貸付人のお父さんが亡くなってからは、作れる人に作ってもらっていたので、貸付人の許可を得て、今年から借受人が作るということで、44ページのように苗のほうも植えてました。
2番3番ですが、51ページと58ページの写真を見ていただいたら分かると思いますが、隣が建っているところでも、去年までは別の方が稲を作っていたけれども、今年から借受人がしょうがを作るということで借りるということです。こちらも許可がでておりますので、何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 議案第4号 番号1～3について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
番号1～3について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第4号 番号1～3は原案のとおり可決されました。

議 長 つづきまして、番号4及び5は 宇都宮委員と明神委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 場所は前回の所の間に挟まっている所です。64ページを見ていただきたいんですが、●●はお母さんの氏で、今は貸付人の名義になっています。その間に●●●●さんの土地が少しありますが、2筆が1枚で、そこを借りてやります。よろしくをお願いします。

議 長 番号4及び5について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。
議案第4号 番号4及び5は、宇都宮委員に関係する案件のため、宇都宮委員には退席していただき、採決を行います。

それでは、宇都宮委員の退席を求めます。

(宇都宮委員退席 午後4時58分)

議 長 それでは採決いたします。
議案第4号 番号4及び5について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第4号 番号4及び5は原案のとおり可決されました。

(宇都宮委員着席 午後4時59分)

議 長 宇都宮委員に告知します。
議案第4号 番号4及び5については可決されました。

議 長 つづきまして、番号6は 大地委員と川西委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員 借受人にお話をお聞きしたところ、貸付人は高齢でなかなかやれんと言うことで借受人が代わりにやります。今、借受人も手伝い程度でやっていますので、これからはやっていくという話です。問題はないと思います。

議 長 番号6について、質疑、意見はありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
番号6について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、議案第4号 番号6は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7、その他の件について、を議題といたします。

事務局長 農業委員活動報告書について、今年度分の記録用紙をお配りしていますので、記録をお願いします。
4月の活動記録については、来月の総会時に記録簿を提出していただきますので、ご持参くださいますようお願いいたします。

議 長 その他にありませんか。
特になければ5月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 5月27日（水）西庁で16：30からの予定で行います。

議長 ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和2年度第1回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 （午後5時4分）

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、
その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 5 番